

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会開催のお知らせ (厚生労働省委託事業)

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 三重支部
支部長 坪谷 広之

職場の受動喫煙防止対策は、労働安全衛生法に基づく事業者の努力義務です。

最近の厚生労働省研究班の報告では、1年間に14,957人もの人（うち職場での受動喫煙は7,792人）が、受動喫煙が原因でがん・心疾患などにより死亡していると推計されています。

このような受動喫煙を防止するため、厚生労働省では、その対策に取り組む事業者に対して各種の支援事業を実施しています。当会では、そのうちの「職場における受動喫煙防止対策に係る相談支援・周知啓発業務」を受託して実施しており、このたび、その一環として事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者の受動喫煙防止対策についての理解を図るとともに、その進め方を提案するための「説明会」を下記により開催することといたしました。ふるってご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

対象：事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者など

日時：令和元年11月14日 木曜日 14時00分から16時00分

場所：サン・ワーク津（裏面地図参照）

内容：① 受動喫煙による健康への有害性

② 職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備

③ 職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、支援制度の取組
(安衛法改正の内容含む。厚生労働省都道府県労働局担当者が講義予定。)

④ 受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における好事例の紹介
(厚生労働省の支援制度（助成金制度を含む）についても紹介します。)

参加要領：以下のメールアドレスに事業所名、参加者名、ご連絡先の電話番号を記載してお送りください。ファックスでも結構です。

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会三重支部

ファックス番号 059-221-3586、メールアドレス htby3488@sf.commufa.jp)

申込期限：11月10日

参加費：無料（テキスト等も無料）

問合せ先：059-221-3585（三重支部 坪谷）

2019年9月4日（一社）四日市労働基準協会開催と同一内容になります。

以上

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会次第

14:00～ 開催挨拶

14:05～ 受動喫煙による健康への有害性について

14:25～ 職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制等及び施設整備等について
受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における好事例の紹介（適宜休憩）

15:30～ 職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、受動喫煙防止対策に関する支援制度等の行政の取組について

15:50～ 質疑応答

16:00～ 閉会（閉会后個別相談）

【申込書】

ファックス番号：059-221-3586

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 三重支部 宛

11月14日(木)の「職場の受動喫煙防止対策に係る説明会」に出席します。

ご所属	事業所	
	部署	
お名前		
ご連絡先	電話番号：	

※お申し込みは、定員になり次第、締め切らせていただきます。

※申し込みの状況によっては出席者の調整をお願いすることがあります。

【連絡先】

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 三重支部

〒514-0028 津市東丸之内 16-35 htby3488@sf.commuja.jp

坪谷労働安全コンサルタント事務所 坪谷広之

TEL：059-221-3585

FAX：059-221-3586

【説明会会場】

サン・ワーク津 津市島崎町 143-6 TEL：059-227-3157

(交通：津駅三交バス「イオン津」下車3分)



[駐車場：110台(無料)]

※会場の使用状況によっては満車になる場合があります。

※上記の三交バス等もご利用ください。